

晴れ恋☀️晴れ婚プロジェクトにおける賛同事業承認基準

晴れ恋☀️晴れ婚プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）について、事業者等がその趣旨に賛同して実施する事業（以下「賛同事業」という。）として申請のあった事業の承認基準を次のとおり定めることとする。

1 承認基準

次のすべての要件に該当すること。

(1) 事業の目的が次のすべての要件に該当すること。

ア プロジェクトの趣旨に沿った事業と認められること。

イ 営利を目的としないこと。

ウ 公序良俗に反しない又はその恐れがないこと。

エ 特定の政治的目的又は宗教的目的を有しないこと。

オ 事業の実施により暴力団（※）の活動を助長し、又は運営に寄与しないこと。

※ 暴力団とは、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

(2) 参加者の募集等にあたっては、公募などにより、広く募ることとし、特定の者が参加することを前提にしないこと。

(3) 主催者等を構成する団体の役員（※1）が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、県が必要と認める場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾すること。

ア 暴力団員等（※2）に該当する者

イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

※1 役員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。

※2 暴力団員等とは、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(4) 主催団体が、次のいずれかに該当すること。

ア 行政機関、公益法人その他これに準ずるものであること（原則として政治団体、宗教団体は除く。）

イ 営利法人又は営利を目的とした団体の場合は、事業の目的及び規模等を踏まえ、総合的に判断した結果、問題がないと認められるもの

2 承認の手続等

(1) 申請

賛同事業の承認を申請する場合は、次の書類を提出すること。

ア 晴れ恋☀️晴れ婚プロジェクト賛同事業承認申請書（様式第1号）

イ 主催者等の概要がわかる資料（役員名簿、会員名簿、団体の規約等）

ウ 事業の概要がわかる資料（事業計画書、チラシ、パンフレット、プログラム等）

エ 前回、プログラムの賛同事業を実施した場合には、その活動状況がわかる資料（チラシ、パンフレット、プログラム等）

オ 確認書（様式第2号）

(2) 承認可否の決定

(1) により申請を受理したときは、審査の上で承認の可否を決定し、承認する場合は承認通知書（様式第3号）、承認しない場合は不承認通知書（様式第4号）により通知する。

(3) プロジェクト名及びロゴの使用等

ア 承認通知書の通知を受けた者は、賛同事業の実施に際して、プロジェクト名及び別途指定するロゴ（以下「ロゴ」という）を使用することができる。

イ 賛同事業については、プロジェクトにおいて、報道発表等による周知を実施する。

(4) 使用条件

ア プロジェクト名及びロゴは、承認を受けた事業以外には使用しないこと。ただし、自社ホームページ、名刺等にプロジェクト名及びロゴを使用し、プロジェクトに賛同している旨を掲載することは差し支えない。

イ プロジェクト名及びロゴを使用する期間は、承認された日から令和9年3月31日までの間とすること。

ウ 承認後において、申請内容に変更が生じた場合は又は申請を取り下げる場合（事業の中止等）は、直ちに、変更等届出書（様式第5号）を提出すること。

エ 事業終了後は速やかに実施報告書（様式第6号）を提出すること。

3 承認取り消しの手続き等

(1) 承認後（事業終了後を含む。）において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すこととし、承認取消通知書（様式第7号）により通知する。

ア 1の要件に適合しない場合

イ 申請内容に虚偽がある場合

ウ 事業の実施に当たり、違法又は公益を害する等、県が不相当と認める行為がある場合

エ 主催者等について、不法行為等、県が不相当と認める事象がある場合

(2) 承認を取り消した場合は、県が承認していると誤認を生じさせないように、主催者等において適切に対処をすること。

(3) 承認を取り消した後は、原則として、同じ主催者等が実施する事業に対するプロジェクト名の使用は承認しない。